



福島医発第0745号（地）
平成27年6月6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する
具体的な運用について

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」は、平成27年6月5日付け福島医発第0734号（地）をもって貴会宛お送りいたしました。

同文書にてお知らせしましたとおり、今般、当該感染症への対応に関する具体的な運用について、厚生労働省健康局結核感染症課より都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされた旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、上記文書（福島医発第0734号（地））に添付した厚生労働省通知中「2. MERS疑似症患者の定義について」に欠落部分があったため同省より差し替えがなされておりますが、本件については、先にメールにて訂正のご連絡をしておりますことを申し添えます。

記

1. MERS疑似症患者の定義

MERS疑似症患者の定義については、「感染症法に基づく届出の基準等について」により運用しているところであるが、今般の韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の流行状況に鑑み、当分の間、暫定的な対応として、以下に掲げる項目に該当する者をMERS疑似症患者として取り扱うこと。

（MERS疑似症患者の定義）

当分の間、医師が、下記のア、イ又はウのいずれかに該当する者を診察した結果、

他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、症状や所見からMERSへの感染が疑われると診断した場合には、MERS疑似症患者として届け出ること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していた者

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域であるか否かを問わず(※1)、1. MERSが疑われる患者(※2)を診察、看護若しくは介護していた者(※3)、MERSと疑われる患者と同居(MERSが疑われる患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していた者又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた者

※1 「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域及び韓国」を対象にする。

※2 「MERSが疑われる患者」とは、対象地域及び韓国においてMERSと診断された者及びMERSが疑われる有症状者とする。

※3 「診察、看護若しくは介護していた者」とは、医療従事者又は介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護若しくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離(2メートルを目安とする。)にいないことをいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具(サージカルマスク(エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95マスク)、手袋、眼の防護具、ガウン)を適切に着用していた者は、これに含まれない。

2. 疑似症患者の届出について

上記1.中の「医師」とは、検疫所の医師、保健所の医師及び医療機関の医師等を含むものであり、疑似症患者の届出は、感染症指定医療機関以外の医師に

よっても届け出ることができること。

したがって、6月5日通知の別添1「中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向けの暫定的な対応フロー」において、「感染症指定医療機関」の欄に「○MERSを疑う場合、疑似症患者の届出」としているが、これは一例であって拘泥される必要はなく、健康相談を受けた保健所の医師は、健康相談の対象者がMERS疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、疑似症患者の届出を行うこと。

3. 疑似症患者の移送について

MERSの疑似症患者の移送については、保健所が疑似症患者を収容して感染症指定医療機関に移送することが望ましいが、できるだけ速やかに医療機関に受診させる観点から、疑似症患者が、公共交通機関を利用せず他者との接触を避けて移動できる場合は、適切な感染予防策（マスクの着用等）をとることなどを指導した上で、速やかに指定した感染症指定医療機関に受診するよう指示すること。その場合、受け入れる感染症指定医療機関と十分な連絡・連携を図ること。

(地Ⅲ50F)
平成27年6月5日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する具体的な運用について

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」は、平成27年6月4日付（地Ⅲ48F）をもって貴会宛お送りいたしました。

同文書にてお知らせしましたとおり、今般、当該感染症への対応に関する具体的な運用について、厚生労働省健康局結核感染症課より都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、上記文書（地Ⅲ48F）に添付した厚生労働省通知中「2. MERS 疑似症患者の定義について」に欠落部分があったため同省より差し替えについて依頼がありました。本件については、都道府県医師会宛て文書管理システム上ですでに差し替え済みでありますのでご確認のほど併せてお願いいたします。

記

1. MERS疑似症患者の定義

MERS疑似症患者の定義については、「感染症法に基づく届出の基準等について」により運用しているところであるが、今般の韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の流行状況に鑑み、当分の間、暫定的な対応として、以下に掲げる項目に該当する者をMERS疑似症患者として取り扱うこと。

(MERS疑似症患者の定義)

当分の間、医師が、下記のア、イ又はウのいずれかに該当する者を診察した結果、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、症状や所見からMERSへの感染が疑われると診断した場合には、MERS疑似症患者として届け出ること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していた者

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域であるか否かを問わず（※1）、1. MER Sが疑われる患者（※2）を診察、看護若しくは介護していた者（※3）、MER Sと疑われる患者と同居（MER Sが疑われる患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していた者又はMER Sが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者

※1「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域及び韓国」を対象にする。

※2「MER Sが疑われる患者」とは、対象地域及び韓国においてMER Sと診断された者及びMER Sが疑われる有症状者とする。

※3「診察、看護若しくは介護していた者」とは、医療従事者又は介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護若しくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離（2メートルを目安とする。）にいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具（サージカルマスク（エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95マスク）、手袋、眼の防護具、ガウン）を適切に着用していた者は、これに含まれない。

2. 疑似症患者の届出について

上記1.中の「医師」とは、検疫所の医師、保健所の医師及び医療機関の医師等を含むものであり、疑似症患者の届出は、感染症指定医療機関以外の医師によっても届け出ることができること。

したがって、6月4日通知の別添1「中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向けの暫定的な対応フロー」において、「感染症指定医療機関」の欄に「OMER Sを疑う場合、疑似症患者の届出」としているが、これは一例であって拘泥される必要はなく、健康相談を受けた保健所の医師は、健康相談の対象者がMER S疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、疑似症患者の届出を行うこと。

3. 疑似症患者の移送について

MER Sの疑似症患者の移送については、保健所が疑似症患者を収容して感染症指定医療機関に移送することが望ましいが、できるだけ速やかに医療機関に受診させる観点から、疑似症患者が、公共交通機関を利用せず他者との接触を避けて移動できる場合は、適切な感染予防策（マスクの着用等）をとることなどを指導した上で、速やかに指定した感染症指定医療機関に受診するよう指示すること。その場合、受け入れる感染症指定医療機関と十分な連絡・連携を図ること。

事 務 連 絡
平成 2 7 年 6 月 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する具体的な運用について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、韓国からの帰国・入国者を含めた対応につきましては、当分の間、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の対応について」（平成 27 年 6 月 4 日健感発 0604 第 1 号。以下「6月4日通知」という。）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者への対応及び情報提供についてお願いしているところですが、その具体的な運用にあたっては、下記事項を参照していただきますよう、関係機関への周知等を含め、ご協力をお願いいたします。

記

1. MERS疑似症患者の定義

MERS疑似症患者の定義については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号、平成 27 年 5 月 12 日一部改正）により運用しているところであるが、今般の韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の流行状況に鑑み、当分の間、暫定的な対応として、以下に掲げる項目に該当する者を MERS 疑似症患者として取り扱うこと。

（MERS疑似症患者の定義）

当分の間、医師が、下記のア、イ又はウのいずれかに該当する者を診察した結果、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、症状や所見から MERS への感染が疑われると診断した場合には、MERS 疑似症患者として届け出ること。

- ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していた者
- イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日

以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域であるか否かを問わず(※1)、1. MERSが疑われる患者(※2)を診察、看護若しくは介護していた者(※3)、MERSと疑われる患者と同居(MERSが疑われる患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していた者又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた者

※1 「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域及び韓国」を対象にする。

※2 「MERSが疑われる患者」とは、対象地域及び韓国においてMERSと診断された者及びMERSが疑われる有症状者とする。

※3 「診察、看護若しくは介護していた者」とは、医療従事者又は介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護若しくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離(2メートルを目安とする。)にいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具(サージカルマスク(エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95 マスク)、手袋、眼の防護具、ガウン)を適切に着用していた者は、これに含まれない。

2. 疑似症患者の届出について

上記1. 中の「医師」とは、検疫所の医師、保健所の医師及び医療機関の医師等を含むものであり、疑似症患者の届出は、感染症指定医療機関以外の医師によっても届け出ることができること。

したがって、6月4日通知の別添1「中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向けの暫定的な対応フロー」において、「感染症指定医療機関」の欄に「OMERSを疑う場合、疑似症患者の届出」としているが、これは一例であって拘泥される必要はなく、健康相談を受けた保健所の医師は、健康相談の対象者がMERS疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、疑似症患者の届出を行うこと。

3. 疑似症患者の移送について

MERSの疑似症患者の移送については、保健所が疑似症患者を収容して感染症指定医療機関に移送することが望ましいが、できるだけ速やかに医療機関に受診させる観点から、疑似症患者が、公共交通機関を利用せず他者との接触を避けて移動できる場合は、適切な感染予防策(マスクの着用等)をとることなどを指導した上で、速やかに指定した感染症指定医療機関に受診するよう指示すること。その場合、受け入れる感染症指定医療

機関と十分な連絡・連携を図ること。

以上